

行政制度調整表

専門部会	3	住民生活部会	分類	2	手当・共済
分科会	7	障害福祉分科会	調整項目	5	心身障害者扶養共済掛金助成事業

中条町担当	町民福祉課	福祉保育係	担当者名	
黒川村担当	住民課	社会福祉係	担当者名	

現 況			調 整 方 針		備 考	
記載事項	中 条 町	黒 川 村				
名称	心身障害者扶養共済掛金助成事業	なし	中条町の例による。			
目的	新潟県心身障害者扶養共済制度条例(昭和45年新潟県条例第8号)に基づく、共済制度の加入者に対する掛金の一部を助成し、保護者の経済的負担の軽減と多数の加入を図ることを目的とする。					
事業概要	対象者に掛金の2分の1を助成する。					
対象者	町内に居住し住民基本台帳に記録されている加入者とする。					
助成内容	助成金の交付は、対象者となった日の属する月から始め、対象者でなくなった日の属する月で終る。 助成金は、毎年1月、4月、7月及び10月の4期に、それぞれの月の前月までの分を交付する。ただし、町内から転出その他対象者でなくなった場合におけるその期の助成金は、その交付期日でない月であっても交付するものとする。					
申請方法	申請者は、掛金助成申請書を町長に提出し、その承認を受けなければならない。 町長は、前項の申請に基づいて審査し、承認又は却下したときは、掛金助成承認(却下)通知書により申請者に通知する。					
14年度決算額	615,120円					
15年度予算額	680,000円					
関係法令等	中条町心身障害者扶養共済制度掛金助成事業実施要綱					
			財政への影響額		単位：千円	
			予算額	調整後見込額	影響額(増減)	
			中条町	680	680	0
			黒川村	0	202	202
			計	680	882	202
			備考 平成15年度当初予算ベース			